

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバー」が、特定化学物質障害予防規則(特化則)第2類物質に指定され、エチルベンゼンと同様に規制・管理されるパブリックコメントが発表されました。

【対象物質】

- ①ナフタレン及びナフタレンを含む製剤その他の物
- ②リフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物

公布日 平成27年8月頃(予定)

施行日 平成27年11月1日(予定)

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに

作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)

環境調査課 中西正彦(作業環境測定)

作業環境課 青柳容子(作業環境測定)

営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

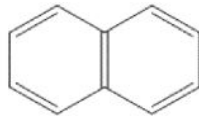
1. 検討対象物質の概要

(1) ナフタレン

①化学物質の基本情報

化学式：C₁₀H₈

構造式：



②主な用途

染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、有機顔料、テトラリン、デカリン、ナフチルアミン、無水フタル酸、滅菌剤等、燃料、色素(塗料・染料)

(2) リフラクトリーセラミックファイバー

(Refractory Ceramic Fibers：以下「RCF」と表記)

①化学物質の基本情報

RCFはアルミナ(Al₂O₃)とシリカ(SiO₂)を主成分とした非晶質(ガラス質)の人造鉱物繊維で、一般的なRCFの化学組成はAl₂O₃ 30～60重量%、SiO₂ 40～60重量%、RnO_m 0～20重量%(RはZr又はCr)です。広義のセラミックファイバーと区別するために、リフラクトリーセラミックファイバーという呼称が用いられています。

②主な用途

炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスカート・シール材、タービン、絶縁保護機、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび・継ぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン

2. 主な改正内容

(1) ナフタレン

①ナフタレン及びナフタレンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業において、特化則「第二類物質」に追加されるとともに、特化則の特別管理物質と同様の措置が必要です。その結果、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施義務が課せられます。

②対象作業のうち、以下については除外されます。

1) 密閉系で液状ナフタレンを製造し、又は液状ナフタレンを原料として他の製剤等を密閉系で製造する工程における次の作業

A) サンプルング等の作業

B) 液状ナフタレンのタンクローリー又は設備への注入・移送作業

2) 溶剤に溶けた状態のナフタレンを常温で取り扱う作業

(2) リフラクトリーセラミックファイバー

①RCF及びRCFを含む製剤その他の製造し、又は取り扱う作業において、特化則「第二類物質」に追加されるとともに、特化則の特別管理物質と同様の措置が必要です。その結果、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施義務が課せられます。

②対象作業のうち、以下については除外されます。

1) バインダー等で処理されたボードや真空成型品等、発じんのおそれの低い製品を切断等の加工をせず取り扱う作業

③RCF断熱材として用いた設備等の施工・補修・解体等の作業において、発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による作業場の管理に加え、呼吸用保護具の着用を義務付ける等、ばく露防止措置とともに、湿潤化等による作業場外への飛散防止措置

が必要です。

- ④除じん装置からRCF回収や床、器具、作業服等に付着したRCFが舞い上がることによる二次粉じんによる健康障害を防止するため、床の清掃や作業場外への持ち出し防止の措置が必要です。

3. 管理濃度及び局所装置の性能要件・稼働要件(案)について

厚生労働省の「平成26年度第2回管理濃度等検討会」において、作業環境の管理濃度、局所排気装置の抑制濃度(案)についても、検討されています。

物質名	管理濃度(案)	局所排気装置の性能要件・稼働要件(案)
ナフタレン	10ppm	抑制濃度による10ppm
リフラクトリーセラミックファイバー	0.2f/cc又は0.3f/cc(注)	抑制濃度による0.2f/cc又は0.3f/cc

(注) 現行において、リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業のうち、一部の作業については、粉じん障害防止規則が適用されており、この場合、粉じんの管理濃度は次式になります。

$$E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$$

E=管理濃度 (mg/m3)

Q=当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)

また、この場合に設置する局所排気装置の性能要件・稼働要件は、発散源の種類及びフードの型式ごと、制御風速により規定されています。

4. 規制導入のスケジュール

平成27年6月 パブリックコメント====>今回実施
 平成27年8月頃 公布
 平成27年11月1日(予定) 施行(一部猶予あり)

措置事項	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
作業主任者			●	→	
計画届			●	→	
局排設置			●	→	
保護具		●	→		
作業環境測定			●	→	
特殊健診		●	→		

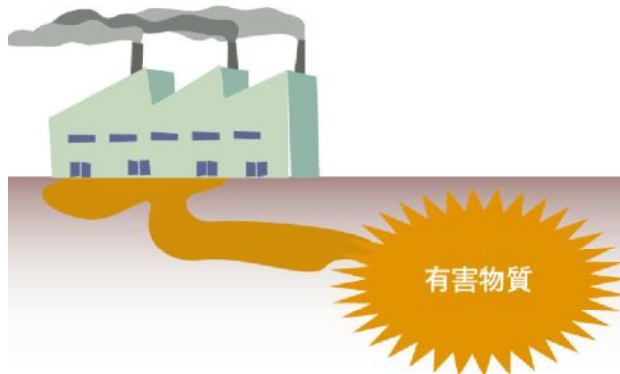
※上記スケジュールは措置導入にかかる準備期間等の目安であって、導入予定ではありません。

RIKKA TOPICS

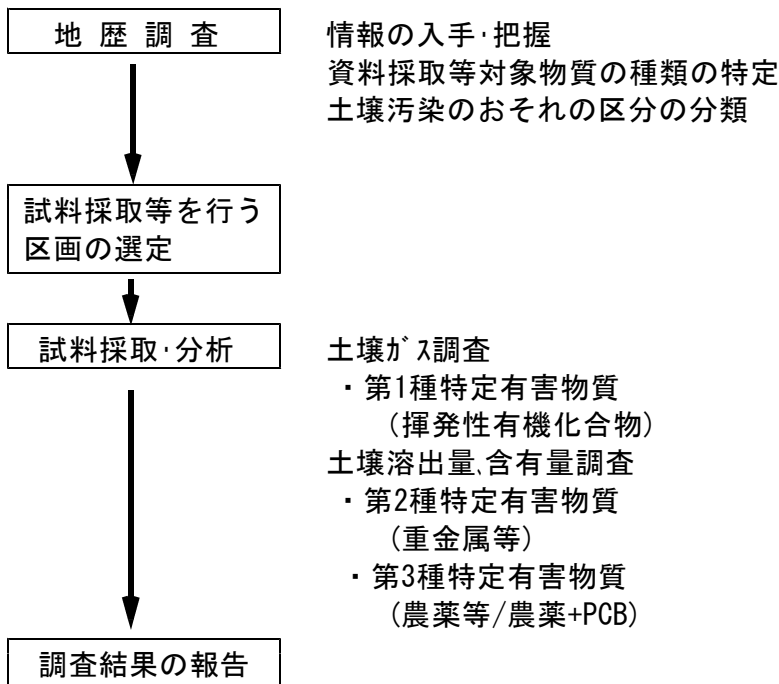
土壌汚染調査のご案内

土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成15年に土壌汚染対策法が施行されました。

これら目的に沿った形で、土壌汚染調査は新たな企業経営リスクとしての側面を持ち始め、今や自治体の規制、不動産取引、金融機関の融資、ISO14001の取得、企業会計など多方面で取り上げられております。



土壌汚染調査の主な流れ



ボーリングによる試料採取

弊社は調査結果の信頼性を確保するため、法律に基づく土壌調査の可能な指定調査機関です。(指定番号 環2003-3-1043)

土壌汚染調査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士・入野一人 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654